

各施設の使用料を改定します



本市では、これまで行政サービスの提供に係る経費の縮減に努めてきましたが、昨今の物価高騰をはじめとするさまざまな社会情勢の変化への対応や受益者負担の適正化を図るために、各施設における使用料の見直しを進め、令和7年12月市議会定例会に各施設の使用料に関する条例改正を提案し、可決されました。

Q どうして使用料を改定するの？

A 社会情勢に合わせた施設の必要経費と適正な受益者負担の確保のために、使用料の見直しを行います。

Q 受益者負担とは？

A 施設を利用するかたと利用しないかたとの負担の公平性を確保するため、公共施設の利用などによって利益を受けるかたが、その施設の維持管理費用の一部を負担するというものです。

Q どの施設の使用料を改定するの？

A 本市が管理運営する施設(指定管理者が管理運営する施設を含む)のうち、使用料の見直しが可能な施設において改定を行うこととしました。(以下参照)

主な改定の内容(一例)

(単位：円)

令和8年4月1日改定

利用区分		改定前	改定後
科学 展示室	一般	210	300
	小・中学生	100	150
	年 間	一般	830
	小・中学生	410	600
プラネタ リウム	一般	410	500
	中学生以下	210	250
	年 間	一般	1,670
	中学生以下	830	1,000

※団体、その他は詳細を確認

利用区分		改定前	改定後
時間内	駐車時間毎	100 (15分毎)	100 (10分毎)
	平日上限	1,500	2,200
	土・日曜・祝・休日上限	2,000	3,000
	時間外	全日	1,000
1ヶ月 定額	全日	20,900	25,100
	平日	14,100	16,900

※4輪自動車の場合。2輪自動車は詳細を確認

各施設の使用料の改定に関する
詳細は、市ホームページをご確
認ください。



令和8年10月1日改定

室名	改定前			改定後		
	9~11時	13~15時	17~19時	9~11時	13~15時	17~19時
ホール	270	550	820	400	820	1,230
日本間1号	160	330	490	240	490	730
日本間2号	140	270	410	190	400	600
講座室1号	140	270	410	190	400	600
講座室2号	160	330	490	240	490	730
会議室	160	330	490	240	490	730
料理実習室	220	440	660	330	660	990

種別		区分	単位	改定前	改定後
野球場	団体	1面	2時間	770	1,150
庭球場	団体	1面	2時間	1,100	1,650
体育館	団体	専用	2時間	4,180	6,260
		共用	2時間	2,090	3,130
卓球室	個人	一般	2時間	160	240
	団体	専用	2時間	1,100	1,210
室内競泳プール	個人	一般	2時間	160	230
	団体	専用	2時間	10,340	15,500
トレーニングルーム	個人	共用	2時間	5,170	7,750
		一般	2時間	280	420
エアロビクススタジオ	団体	専用	2時間	1,100	1,650

※子ども向け個人料金(生徒・児童・幼児)、室内幼児プールは据え置き

使用料を改定する時期と施設

令和8年4月1日改定

駐車場

- 川口駅東口地下公共駐車場
- 川口駅西口地下公共駐車場
- 関管財課 ☎ 048-258-1120

教育・文化施設

- 川口総合文化センター・リリア
● 文化推進室 ☎ 048-258-1116
- 科学館
● 科学館 ☎ 048-262-8431
- 歴史自然資料館
● 文化財課 ☎ 048-271-9573

令和8年10月1日改定

駐輪場

- 自転車駐車場 ※原付を含む
(栄町・川口駅東口地下・川口・鳩ヶ谷駅第2・南鳩ヶ谷・東川口)
● 交通安全対策課
☎ 048-259-9003

社会教育施設

- 公民館
- 中央ふれあい館
- 生涯学習プラザ
- 南平文化会館
● 生涯学習課 ☎ 048-259-7654
- メディアセブン
● 中央図書館 ☎ 048-227-7611

スポーツ施設

- 青木町公園総合運動場
- 体育武道センター
- スポーツセンター
- 運動場(舟戸・三領)
- 河原町フットサル場
- 庭球場
(江川・毛長川・中台・辻)
- 前田西野球場
- 鳩ヶ谷武道場
● スポーツ課 ☎ 048-259-7657

その他施設

- 芝市民ホール
● 芝支所 ☎ 048-265-1166
- 鳩ヶ谷駅市民センター
- ふれあいプラザさくら
- 鳩ヶ谷集会所
● 鳩ヶ谷支所 ☎ 048-280-1200
- 鳩ヶ谷コミュニティセンター
● 自治振興課 ☎ 048-242-3621
- キュポ・ラ広場
● 都市整備管理課
☎ 048-229-5966
- ワークファンルーム
● 経営支援課 ☎ 048-258-7921
- 川口緑化センター
● 農政課 ☎ 048-259-9020

令和9年4月1日改定

教育・文化施設

- アートギャラリー・アトリア
● 文化推進室 ☎ 048-258-1116

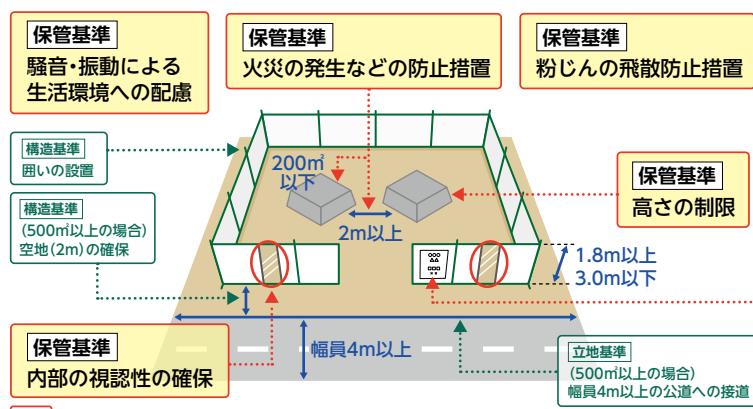
知って
おきたい!

資材を屋外保管 する場合のルール!

「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」を令和7年10月1日に施行しました。条例施行前から資材の屋外保管を行っている個人や事業者は3月31日までに届け出を行い、保管基準に適合させなければなりません。



全ての資材置場は保管基準に適合させる必要があります



対象者…資材の屋外保管を行う個人や事業者

資材…廃棄物、再生資源、建築用の材料や、これらに類するもの

保管基準
掲示板の設置
※周辺住民などと、相談や問い合わせができるよう、連絡先などの記載が必要です

保管基準の詳細は
市ホームページの手引きをご確認ください▶



条例施行前から資材の屋外保管を行っている個人や事業者は届け出が必要です

届け出を行わない場合は、無許可で資材を屋外に保管しているものとして、
1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金の対象となる場合があります。

届出方法 開発審査課(第一本庁舎3階)へ郵送(消印有効)、Eメールまたは窓口で
届出期限 3月31日(火)まで

! 4月1日から罰則が適用となります



届け出の詳細は
市ホームページをご確認ください▶

問い合わせ…開発審査課 ☎ 048-242-5319 FAX 048-258-4805